

第101期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール
(巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件



書面及びインターネット
による議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時30分まで



Bank of
NAGOYA

名古屋銀行

証券コード：8522

経営理念

社 是

地域社会の繁栄に奉仕する

これが銀行の発展と行員の幸福を
併せもたらすものである

行 訓

1 よいサービス

誠意があふれ 行き届いたスピーディなサービス

2 よい人

人を高め 人を厚くし明るい職場をつくる

3 よい経営

健全で 創意に富んだ 全員参加の経営

70

未来創造業宣言

名古屋銀行はおかげさまで今年70周年を迎えます

私たちは『未来創造業』です。

私たちは、
法人のお客さまと **会社の発展につながる未来** を創ります。
個人のお客さまと **家族の幸せにつながる未来** を創ります。
そして、私たちはお客さまと自分の未来のために一生懸命に仕事をします。

銀行業から未来創造業へ 私たちは歩み続けます



ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

第101期定時株主総会を6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

名古屋銀行はおかげさまで本年12月に創立70周年を迎えます。これもひとえに株主の皆さま、お客さまのご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、当行は第20次中期経営計画『「より強く、より永く、より深く」～じもととの絆の深化～』の最終年度を迎え、5つの基本方針のもと、引き続き「地域社会」・「地域のお客さま」・「従業員」といったステークホルダーと強く、永く、深く結びつき、今後とも徹底的な地元密着戦略を実施してまいります。

人口の減少や少子高齢化の進展等の構造的な問題やマイナス金利政策の長期化により経営環境は急速に変化しておりますが、これからも当行の経営理念である社是行訓のもと、私たちは「地域社会の繁栄に奉仕する」とともに「銀行業」から「未来創造業」へと歩み続け、お客さまのお役に立てる金融機関として努力していく所存でございます。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



取締役頭取 藤原 一郎

目 次

第101期定時株主総会招集ご通知 3

(株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金処分の件 7

第2号議案 監査役1名選任の件 8

(添付書類)

事業報告 9

計算書類 25

連結計算書類 28

監査報告書 30

株主総会開催場所ご案内略図 巻末

証券コード 8522
2019年6月4日

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社 名古屋銀行

取締役頭取 藤 原 一 朗

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第101期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール

3. 目的事項

- **報 告 事 項**
 - 1. 第101期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 2. 第101期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- **決 議 事 項**
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎ 当行は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行のウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.meigin.com/>

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2019年6月21日（金曜日）午前10時

場所 名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2019年6月20日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使サイトでの行使手順

- ① 下記のURLより議決権行使サイトへアクセス

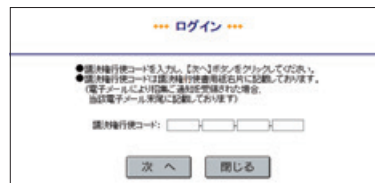
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



- ② 「本サイトのご利用にあたってはこちら」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



- ③ 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください



以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご注意事項

- ① パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管してください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。また、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ④ インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当行の指定する議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524** (受付時間 平日午前9時～午後9時、フリーダイヤル)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第101期の期末配当につきましては、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案し、また自己資本の充実による財務体質の一層の強化に留意しつつ安定的な配当を維持する方針から、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金総額は、658,214,095円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月24日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の浅野晴彦氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

さか ぐち まさ とし
阪 口 正 敏

新任

社外

独立役員

◆生年月日
1951年1月10日生



◆所有する当行の株式
0株

◆略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況

1975年4月 中部電力株式会社入社
2005年7月 同 執行役員 発電本部 原子力部長
2006年6月 同 取締役 執行役員 発電本部 原子力部長
2007年7月 同 常務執行役員 発電本部 原子力部長
2009年6月 同 取締役 専務執行役員 発電本部長
2010年6月 同 代表取締役 副社長執行役員
2017年6月 同 顧問
2019年4月 同 特任アドバイザー（現任）
現在に至る

（重要な兼職）

中部電力株式会社 特任アドバイザー
公益財団法人 中部科学技術センター 会長

◆社外監査役候補者とした理由

阪口正敏氏はこれまで企業経営者として重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新任の社外監査役候補者としたものであります。

- (注) 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阪口正敏氏は社外監査役候補者であります。
3. 本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、阪口正敏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
4. 監査役との責任限定契約について
本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当行と阪口正敏氏の間で、会社法第427条第1項及び当行定款第37条の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ＜責任限定契約概要＞
会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

以 上

(添付書類)

第101期事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務等を行い、お客さまの多様化するニーズに応じていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

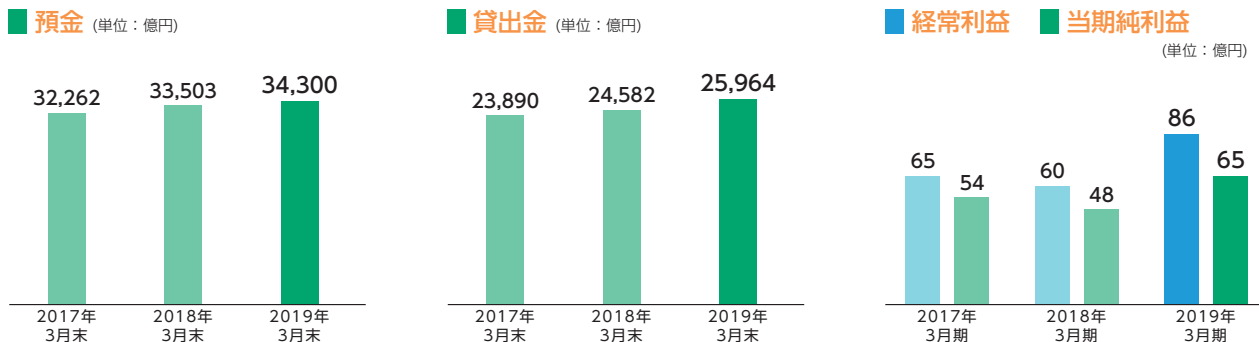
当期におけるわが国の経済は、米中の貿易摩擦や中国経済の減速等に伴い、輸出や生産の一部に弱さがみられるものの、足元の景況感は緩やかに回復をしております。また、企業の設備不足感は依然として強い状況にあり、人手不足感も相まって設備投資マインドは堅調に維持されております。さらに個人消費においても、雇用・所得環境の改善を背景に、基調としては緩やかな回復が続いており、内需主導の底堅い経済成長を持続しております。

一方、愛知県を中心とする当地域に目を向けますと、個人消費は緩やかに増加し、自動車関連を中心とする輸送機械の生産は底堅い動きとなっており、輸出も緩やかに増加しております。また設備投資についても製造業・非製造業ともに増加が続いております。今後につきましても、世界経済の減速による輸出への影響、消費税増税に伴う個人消費の冷え込みなど留意すべき点はあるものの、リニア中央新幹線や次世代自動車への長期的な投資も見込まれることから、当面は景気拡大が続いていくものと思われまます。

事業の経過及び成果

このような経済環境のもと、当行では第20次中期経営計画『「より強く、より長く、より深く」～じもととの絆の深化～」において、5つの基本方針にしたがって地元密着戦略を実施してまいりました。

その結果、預金は期末残高3兆4,300億円（対前期末比+797億円）、貸出金は期末残高2兆5,964億円（対前期末比+1,381億円）となりました。また、収益面につきましては、利回りの低下を背景に資金運用収益が減少した一方で役務取引等利益や株式等売却益が増加したことなどにより、経常利益は86億41百万円、当期純利益は65億4百万円を計上いたしました。なお、自己資本比率につきましては、12.37%（国際統一基準）となり、十分な水準を維持しております。



当期における主な取組みといたしましては、まず、地域の活性化につながる様々な社会貢献活動を行っている企業として、SDGs宣言を行いました。地域銀行として、SDGs達成に向けた活動を積極的に行うとともに、地域のお客さまにSDGsに関心をもってもらい、目標達成に向けた機運を高められるよう努めてまいります。当行は今後も地域社会の繁栄に奉仕することを通じて、持続可能な社会の実現に向けあらゆる取組みを行ってまいります。

次に、好評をいただいております「好きなデザインが選べるICキャッシュカードサービス」の既存カードデザインに加えて、「地公体とのコラボレーションICキャッシュカード」として昨年11月に日進市、本年3月に半田市のコラボデザインカードの取扱いを開始いたしました。今後とも地元のお客さまに愛され親しまれる商品を開発してまいります。

また、本年2月より個人のお客さま向けに、「めいぎん遺言代用信託」の取扱いを開始いたしました。ライフステージの中で相続は重要な位置づけにあり、多様化する相続関連のご要望に幅広く対応できるよう、更なる商品・サービスの提供に努めてまいります。

当行は、地域企業の皆さまが大規模地震発生に備え財務面のリスク対策を図れるよう、昨年10月に「大規模地震対策融資（元本免除特約付）地震あんしんローン」の取扱いを開始いたしました。近年、当地域での大規模地震発生はないものの、企業にとっては潜在的なリスクとして常に捉えられており、今後も地域銀行として様々なソリューションを提供してまいります。

同じく昨年10月には、東海3県の地方銀行で初めて、当行ホームページ上に取引先企業の従業員の皆さまを対象にした「お取引先社員・職員さま専用サイト」を開設いたしました。従業員の皆さまが



「地公体とのコラボレーションICキャッシュカード」



『食』と『農』の大商談会

勤務先の専用IDを使って、ローン・預金・投資信託・職場積立NISAなどのサービスを各種特典付きでご利用いただくことが可能となりました。取引先企業にとどまらず、そこで働く従業員の皆さまのニーズにもお応えしてまいります。

昨年12月には、SDGs・寄贈型私募債「未来への絆」の取扱いを開始いたしました。私募債を発行されるお客さまから受け取る発行手数料の一部を、SDGs達成に向けた活動を行っている地域の教育機関や地方公共団体、NPO法人に寄付・寄贈することで、SDGs活動への貢献に努めてまいります。

当行は法人のお客さま向けの成長戦略や海外ビジネスのサポートにも力を入れております。中小事業者のお客さまが大企業と商談できる場を提供する逆見本市形式の商談会「名銀ジョイント」や、農林漁業関係事業者等を対象とした「『食』と『農』の大商談会」などの「お客さま向け商談会」を昨年度は13回開催し、「創業」、「女性活躍促進」、「各種補助金」等をテーマとした「お客さま向けセミナー」も78回開催いたしました。

また、海外ビジネス関連の商談会・交流会・セミナーも積極的に開催し、新たなビジネスチャンスの拡大に注力しております。今後ともお客さまをサポートする体制を一層強化し、お客さまにとって有益な情報を引き続き提供していきたいと考えております。

当行が対処すべき課題

少子高齢化の進行や人口の減少、ICT（情報通信技術）の発展等に伴い、社会構造は急速に変化しており、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。それに合わせてお客さまの価値観やニーズも多様化しています。このような状況の中で、第20次中期経営計画『「より強く、より永く、より深く」～じもととの絆の深化～」の最終年度を迎え、「地域社会」・「地域のお客さま」・「従業員」といったステークホルダーと強く、永く、深く結びつき、結果として当行の成長・発展につなげていくという徹底的な地元密着戦略を引き続き実施してまいります。

当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを着実に実践し、企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚し、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画の概要

計画名称

『より強く、より永く、より深く』～じもととの絆の深化～

地域社会を取り巻く環境は厳しく、IT技術等の進化によりその変化も激しくなっております。
前中期経営計画においては「変革」を通じた営業力強化を実施いたしました。本中期経営計画においては「変革を文化」としながら、当行の社は「地域社会の繁栄に奉仕する」を一層具現化して参ります。
満足度の高いサービスの提供を通じて「地域社会」・「地域のお客さま」・「従業員」といったステークホルダーと強く、永く、深く結びつき、結果として当行自身がより強く、そしてより永く、より深く地域に必要とされる金融機関であり続ける、という想いで今中計の名称としております。

計画期間

2017年4月～2020年3月（3年間）

5つの
基本方針

より強く

地域のお客さまの
より豊かな生活の実現

名古屋銀行グループ全体で
お客さま視点に立った
サービス・営業体制の確立により、
お客さまとの強い絆を創る

より永く

「永年取引」を目指した
体制の整備

事業性評価に基づき、
お客さまの状況に応じた
ソリューション提案体制の確立により、
お客さまとの永い絆を創る

より深く

徹底した人財教育を通じ
積極的で明るい行風の醸成

人財教育を通じたチャレンジングで
明るい企業風土の醸成と
ダイバーシティの深化により、
お客さまとの深い絆を創る

永続的なBPR戦略による全員営業体制の強化
変革を当行の文化にまで昇華

ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス（GRC）体制の強化
積極的なリスクテイクが出来る体制の構築と法令遵守体制の徹底

(2) 財産及び損益の状況

(単位 億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	31,497	32,262	33,503	34,300
定期性預金	12,666	12,098	11,733	11,240
その他	18,830	20,164	21,770	23,059
貸 出 金	22,409	23,890	24,582	25,964
個人向け	6,154	6,670	7,266	7,800
中小企業向け	12,488	13,207	13,542	14,082
その他	3,766	4,011	3,774	4,081
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	9,717	9,214	8,708	8,097
国 債	1,923	1,299	715	206
その他	7,793	7,914	7,993	7,891
総 資 産	35,163	36,293	37,926	38,526
内 国 為 替 取 扱 高	143,533	142,500	146,419	151,816
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,496	百万ドル 1,557	百万ドル 1,509	百万ドル 1,636
経 常 利 益	百万円 10,106	百万円 6,575	百万円 6,055	百万円 8,641
当 期 純 利 益	百万円 6,694	百万円 5,459	百万円 4,865	百万円 6,504
1株当たりの当期純利益	円 銭 33.96	円 銭 278.54	円 銭 257.95	円 銭 345.88

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
3. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,856人	1,906人
平 均 年 齢	41年 5月	41年 1月
平 均 勤 続 年 数	18年 4月	18年 0月
平 均 給 与 月 額	438千円	432千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
愛 知 県	107 (1)	106 (1)
岐 阜 県	2 (0)	2 (0)
静 岡 県	2 (0)	2 (0)
大 阪 府	1 (0)	1 (0)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
国 内 計	113 (1)	112 (1)
ア ジ ア	1 (0)	1 (0)
海 外 計	1 (0)	1 (0)
合 計	114 (1)	113 (1)

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	1か所	1か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	93か所	92か所

- 当年度新設営業所
2019年1月15日豊橋ミラまち支店（豊橋市駅前大通三丁目55番地 豊橋支店内）を新規出店いたしました。

(注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

(新設2か所)

浄心支店

豊橋支店

パークシティ鳥見出張所

アピタ向山出張所

(名古屋市)

(豊橋市)

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,248
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
店 舗 新 築 ・ 増 改 築 等	587
ソ フ ト ウ ェ ア	423
事 務 機 械	230

(注) 1. 以下の店舗を新築移転しております。

支 店 名	所 在 地	移 転 日
稲 永 支 店	名古屋市港区十一屋二丁目420番地 (所在地の変更はありません)	2019年1月21日

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 年 月 立 日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	そ の 他
名古屋ビジネス サービス株式会社	名古屋市中 区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	1984年 6月12日	百万円 10	% 100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中 区	総合ファイナンス リース業	1974年 7月2日	60	100.00	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中 区	クレジットカード業 保証業務	1982年 7月1日	50	53.40	—
株式会社名古屋 エム・シーカード	名古屋市中 区	クレジットカード業 保証業務	1989年 6月28日	30	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行に連結される会社は上記の4社であり、当期の連結経常収益は666億円、連結経常利益は87億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は61億72百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っており、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行、イオン銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合142組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連693(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
4. 第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
5. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イーネット、セブン銀行及びローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

①取締役及び監査役の状態

2019年3月31日現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
加藤 千磨	取締役会長		
藤原 一郎	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部 担当		
山本 恭久	専務取締役（代表取締役） 経営企画部、人材開発部、事業支援部、 東京事務所 担当	株式会社名古屋リース 取締役 株式会社名古屋カード 取締役 株式会社名古屋エム・シーカード 取締役	
横田 真一	常務取締役 事務システム部、内部統制部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長	
鵜飼 昌吾	常務取締役 営業本部長、市場営業部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役	
伊豫田 至	取締役 上前津エリア長兼上前津支店長		
今岡 潔	取締役 本店営業部長		
服部 悟	取締役 事務システム部長兼経営企画部 次期システム移行室長	名古屋ビジネスサービス株式会社 監査役	
鈴木 健司	取締役 市場営業部長		
佐伯 外司	取締役（社外取締役）	中部経済同友会 顧問、豊田商工会議所 顧問	
松原 武久	取締役（社外取締役）	東名古屋カントリークラブ 理事長、東海学園 大学 学長	
中村 哲人	常勤監査役	株式会社名古屋リース 監査役	
杉田 尚人	常勤監査役	株式会社名古屋カード 監査役 株式会社名古屋エム・シーカード 監査役	
浅野 晴彦	監査役（社外監査役）		
長谷川 信義	監査役（社外監査役）	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事	
近藤 堯夫	監査役（社外監査役）	近藤堯夫法律事務所 弁護士	

- (注) 1. 当行は、社外取締役の佐伯外司氏、松原武久氏及び社外監査役の浅野晴彦氏、長谷川信義氏、近藤堯夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
2. 監査役長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長等を務めた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
石井 秀晴	2018年6月22日	任 期 満 了	常 務 取 締 役
倉地 孝治	2018年6月22日	任 期 満 了	常 務 取 締 役
杉田 尚人	2018年6月22日	任 期 満 了	取 締 役
浅見 春次	2018年6月22日	任 期 満 了	取 締 役
後藤 年良	2018年6月22日	任 期 満 了	監 査 役

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	15名	200 (58)
監 査 役	6名	42 (―)
合 計	21名	242 (58)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2018年6月22日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分（6名）の報酬等の額は67百万円（18百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額です。
5. 「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額31百万円（取締役9名に対し31百万円）、ストックオプションの報酬額26百万円（取締役9名に対し26百万円）が含まれております。
6. 取締役の報酬等の限度額は、2006年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。また、取締役に対するストックオプションの報酬額は、2014年6月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。
- なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる取締役の報酬等の額は173百万円となります。
7. 監査役の報酬等の限度額は、2014年6月27日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる監査役の報酬等の額は42百万円となります。

(3) 責任限定契約

氏 名		責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
社外取締役	佐伯 外司	会社法第423条第1項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外取締役	松原 武久	
常勤監査役	中村 哲人	
常勤監査役	杉田 尚人	
社外監査役	浅野 晴彦	
社外監査役	長谷川 信義	
社外監査役	近藤 堯夫	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
社外取締役 佐伯 外司	中部経済同友会 顧問、豊田商工会議所 顧問
社外取締役 松原 武久	東名古屋カントリークラブ 理事長、東海学園大学 学長
社外監査役 浅野 晴彦	
社外監査役 長谷川 信義	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事
社外監査役 近藤 堯夫	近藤堯夫法律事務所 弁護士

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名		在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
社外取締役	佐伯 外司	6年	取締役会18回開催 内18回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外取締役	松原 武久	3年	取締役会18回開催 内18回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	浅野 晴彦	4年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会14回開催 内14回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	長谷川 信義	3年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会14回開催 内14回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	近藤 堯夫	3年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会14回開催 内14回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5名	23

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 50,000千株
 発行済株式の総数 19,755千株
 (注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 8,182名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	860	4.57
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	726	3.86
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	726	3.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	721	3.83
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	702	3.73
名 銀 み の り 会	701	3.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	584	3.10
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	516	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	430	2.28
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	409	2.17

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式を949千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式（949千株）を控除した発行済株式の総数（18,806千株）により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に 係る報酬等	そ の 他
有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人 指定有限責任社員 福 井 淳 指定有限責任社員 膳 亀 聡	60	非監査業務 社債発行に係るコンフォートレター 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度への対応支援業務

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人 67百万円
3. 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はございません。

10. その他

該当事項はございません。

第101期末貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	320,392	預金	3,430,070
現金	31,371	当座預金	278,724
預け金	289,020	普通預金	1,936,377
コールローン	4,645	貯蓄預金	31,871
有価証券	809,784	通知預金	12,830
国債	20,620	定期預金	1,123,480
地方債	110,698	定期積金	615
社債	413,211	その他の預金	46,171
株式	127,073	譲渡性預金	61,482
その他の証券	138,180	コールマネー	7,214
貸出金	2,596,413	債券貸借取引受入担保金	23,391
割引手形	38,281	借入金	15,877
手形貸付	99,936	借入金	15,877
証書貸付	2,172,666	外国為替	68
当座貸越	285,528	外国他店借	0
外国為替	5,937	売渡外国為替	26
外国他店預け	4,475	未払外国為替	41
買入外国為替	1,350	社債	30,000
取立外国為替	112	新株予約権付社債	11,099
その他資産	67,109	その他負債	8,862
前払費用	13	未払法人税等	601
未収収益	2,048	未払費用	2,676
金融派生商品	232	前受収益	852
金融商品等差入担保金	156	給付補填備金	0
その他の資産	64,659	金融派生商品	428
有形固定資産	34,667	金融商品等受入担保金	207
建物	8,804	リース債務	176
土地	22,341	資産除去債務	36
リース資産	145	その他の負債	3,883
建設仮勘定	1,652	賞与引当金	946
その他の有形固定資産	1,723	役員賞与引当金	31
無形固定資産	1,537	退職給付引当金	4,129
ソフトウェア	1,311	睡眠預金払戻損失引当金	376
ソフトウェア仮勘定	168	偶発損失引当金	2,007
その他の無形固定資産	58	繰延税金負債	16,592
前払年金費用	11,794	再評価に係る繰延税金負債	2,786
支払承諾見返	11,489	支払承諾	11,489
貸倒引当金	△ 11,112	負債の部合計	3,626,426
資産の部合計	3,852,660	(純資産の部)	
		資本金	25,090
		資本剰余金	18,645
		資本準備金	18,645
		利益剰余金	132,942
		利益準備金	8,029
		その他利益剰余金	124,912
		買換資産圧縮積立金	164
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	67,028
		自己株式	△ 4,127
		株主資本合計	172,551
		その他有価証券評価差額金	50,160
		土地再評価差額金	3,407
		評価・換算差額等合計	53,568
		新株予約権	114
		純資産の部合計	226,234
		負債及び純資産の部合計	3,852,660

第101期損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	48,790
資金運用収益	31,858
貸出金利息	22,400
有価証券利息配当金	8,996
コールローン利息	118
預け金利息	311
その他の受入利息	31
役務取引等収益	9,840
受入為替手数料	2,988
その他の役務収益	6,852
その他業務収益	1,881
外国為替売買益	136
国債等債券売却益	1,744
その他経常収益	5,210
償却債権取立益	9
株式等売却益	4,453
その他の経常収益	747
経常費用	40,148
資金調達費用	3,548
預金利息	1,019
譲渡性預金利息	44
コールマネー利息	182
債券貸借取引支払利息	673
借入金利息	268
社債利息	125
その他の支払利息	1,234

(単位：百万円)

科 目	金 額	
役務取引等費用	2,852	
支払為替手数料	626	
その他の役務費用	2,226	
その他業務費用	2,472	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	1,962	
国債等債券償還損	438	
国債等債券償却	19	
社債発行費償却	51	
その他の業務費用	0	
営業経費	29,110	
その他経常費用	2,165	
貸倒引当金繰入額	231	
貸出金償却	0	
株式等売却損	335	
株式等償却	24	
その他の経常費用	1,573	
経常利益		8,641
特別利益		38
固定資産処分益	38	
特別損失		40
固定資産処分損	7	
減損損失	33	
税引前当期純利益		8,639
法人税、住民税及び事業税	1,770	
法人税等調整額	364	
法人税等合計		2,135
当期純利益		6,504

第101期末連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	320,576	預金	3,421,439
コールローン及び買入手形	4,645	譲渡性預金	61,482
有価証券	806,312	コールマネー及び売渡手形	7,214
貸出金	2,595,962	債券貸借取引受入担保金	23,391
外国為替	5,937	借入金	44,479
リース債権及びリース投資資産	35,012	外国為替	68
その他資産	79,107	社債	30,000
有形固定資産	35,783	新株予約権付社債	11,099
建物	8,868	その他負債	23,310
土地	22,450	賞与引当金	1,000
建設仮勘定	1,652	役員賞与引当金	40
その他の有形固定資産	2,812	退職給付に係る負債	4,346
無形固定資産	1,694	役員退職慰労引当金	27
ソフトウェア	1,462	睡眠預金払戻損失引当金	376
ソフトウェア仮勘定	168	偶発損失引当金	2,007
その他の無形固定資産	64	利息返還損失引当金	166
退職給付に係る資産	12,136	繰延税金負債	16,656
繰延税金資産	638	再評価に係る繰延税金負債	2,786
支払承諾見返	11,579	支払承諾	11,579
貸倒引当金	△ 12,179	負債の部合計	3,661,474
資産の部合計	3,897,208	(純資産の部)	
		資本金	25,090
		資本剰余金	21,231
		利益剰余金	139,076
		自己株式	△ 4,127
		株主資本合計	181,271
		その他有価証券評価差額金	50,181
		土地再評価差額金	3,407
		退職給付に係る調整累計額	142
		その他の包括利益累計額合計	53,730
		新株予約権	114
		非支配株主持分	618
		純資産の部合計	235,734
		負債及び純資産の部合計	3,897,208

第101期連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		66,600
資金運用収益	30,861	
貸出金利息	22,430	
有価証券利息配当金	7,970	
コールローン利息及び買入手形利息	118	
預け金利息	311	
その他の受入利息	31	
役務取引等収益	9,717	
その他業務収益	20,817	
その他経常収益	5,204	
償却債権取立益	9	
その他の経常収益	5,194	
経常費用		57,865
資金調達費用	3,628	
預金利息	1,019	
譲渡性預金利息	44	
コールマネー利息及び売渡手形利息	182	
債券貸借取引支払利息	673	
借入金利息	364	
社債利息	125	
その他の支払利息	1,219	
役務取引等費用	2,657	
その他業務費用	18,120	
営業経費	31,143	
その他経常費用	2,314	
貸倒引当金繰入額	328	
その他の経常費用	1,985	
経常利益		8,735
特別利益		42
固定資産処分益	42	
特別損失		40
固定資産処分損	6	
減損損失	33	
税金等調整前当期純利益		8,738
法人税、住民税及び事業税	2,114	
法人税等調整額	407	
法人税等合計		2,522
当期純利益		6,216
非支配株主に帰属する当期純利益		43
親会社株主に帰属する当期純利益		6,172

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福 井 淳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 膳 亀 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福 井 淳 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 膳 亀 聡 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、全監査役の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社名古屋銀行 監査役会

常勤監査役 中 村 哲 人 ㊞

常勤監査役 杉 田 尚 人 ㊞

監 査 役 浅 野 晴 彦 ㊞

監 査 役 長谷川 信 義 ㊞

監 査 役 近 藤 堯 夫 ㊞

(注1) 監査役浅野晴彦、監査役長谷川信義及び監査役近藤堯夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

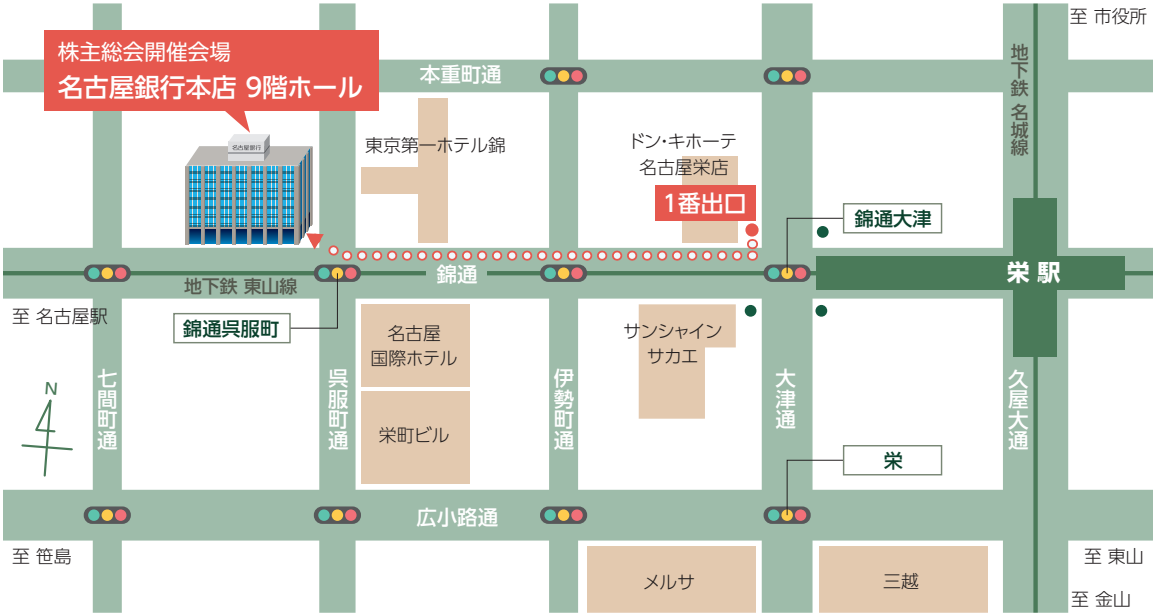
監査報告書

株主総会開催場所ご案内略図

開催日時	2019年6月21日（金曜日）午前10時
開催場所	名古屋銀行本店 9階ホール 名古屋市中区錦三丁目19番17号 TEL. 052-951-5911（代表）
交通のご案内	地下鉄 栄駅 1番出口 徒歩約5分



名古屋銀行本店



○ご来場の際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

